



編集責任者 青柳翔太郎

郵政産業  
ユニオン

浦安

2013年 11月15日

発行 郵政産業労働者ユニオン浦安支部

HP <http://piwu-urayasu.jp>

Mail [otegami@piwu-urayasu.jp](mailto:otegami@piwu-urayasu.jp)

# インナー販売の年賀を配達局が届ける制度を確立

## 社員の「立替え」対策打出す

会社は10月9日付で組合に対して「社員による『立替え』対策」の情報提供を行いました。

これまで郵便事業総本部では家族・親戚・知人など個人間のつながりにより購入を頼まれたものについて、例外的に「立替え払い」を認めてきたものを、会社統合に伴って、今期の年賀販売より元々立替えが禁止されてきた郵便局総本部に合わせる。

また、今期の対応として親戚・友人・知人からの予約は、日本郵便HP上の「年賀葉書web受注サービス」画面から「紹介者欄」に予約を取った社員の名前を入れて注文を行い、購入者の近隣配達局がお届けして、販売実績は予約を取った社員のものになるというものです。

## 年賀交渉にて立替払い問題を交渉

9月18日に郵政産業ユニオン中央本部が提出した「年末年始業務運行に関する要求書」の回答が10月25日にありました。年賀営業問題で会社側は社員の立替払いを禁止しweb受注サービスの活用を出してきたことが特徴であり、本部はこれを重視して、11月8日に交渉を行いました。

## 今後「立替え」社員は処分の対象に

この中で、会社は立替禁止の理由として①代金を回収出来ないおそれがあり精神的・経済的に負担になる。②時間外営業、代金回収リスクを社員に追わせるなど労働法上の問題③家族以外の取引が特商法上の潜脱行為④公金、私金の混同は会社会計上認められない⑤株式上場を踏まえ不適正営業(自爆営業)による金券シロップ持ち込みを厳禁するためとしました。

また、コンプライアンスハンドブック(「郵便事業」編)は11月7日付けで改定指示を行い、「立替え」を行った社員は処分の対象になることを明らかにしています。

さらに本部は浦安郵便局で外務社員に「インナー販売」が設定されている例を挙げて、「立替え」が利用出来なくなつた場合、全社員が勤務時間中に「web受注サービス」を利用することになり、このような場合、局のPCが不足することが想定されるがどのような対策を取るのかとの質問を行ったところ、会社は「一括して班で取りまとめを受け、入力をお薦めしているが、今年初めての取組みなので、やってみないと分からないところがある。」と回答しました。

メモ 営業に対する局窓口まとめ(3月25日)  
(⇒浦安局の主張要旨)

**インナー販売の超勤扱い**  
⇒インナーは「自社製品のPRの一環」で、エリア内のお客様に「販売活動」するので意味合いが違う。  
⇒勤務時間外だが、時間外労働とは判断出来ないから超勤手当支給対象外。  
⇒販売目標には入れる。インナーを強要していない。エリア販売で達成すれば良い。

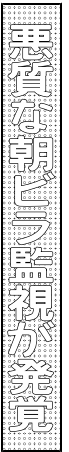
**内務への販売目標設定**  
⇒内務も勤務時間内が大前提。勤務時間内かインナー販売で達成かは本人が決める。  
⇒エリア販売の時間をつくる工夫を内務社員同士の話し合い(班・チーム会議)で決める。要員は部長判断になるから相談が必要。  
⇒(エリア販売出来ない)深夜勤ゆうメイトも正社員と同じ班だから目標は班でどうにかする。

## 本部、周知指導に浦安局挙げる

社員周知について、会社は10月上旬に支社を通じて指示文書を発出していると回答しましたが、組合の「現場には周知されていない」との指摘に改めて周知徹底を図ると回答しました。

しかし浦安局など現場ではその後も職場周知が図られることがありませんでした。

中央本部は14日の日本郵便窓口交渉で、全国で①立替えの禁止、②web受注サービスを使用、③コンプライアンスハンドブックの訂正が職場周知されていないことを追求しました。会社から指導するので「個別の局名」を教えてもらいたいとの回答があり、中央本部は浦安局を含めて報告しています。



前号の支部ニュースを敷地外で配布したあとのこと。始業時間となり職場で道順組立をしていたところ、支部ニュース配布を監視していた職制のうちの一人が席まで来て私(支部書記長)に尋ねました。

職制「さっきのビラを受け取った人の中で、顔と名前が一致しない人がいるから誰に渡したか教えてくださいませんか？」

書記長「何？上に報告する？」  
職制「そういうわけではないんですけど…」

書記長「教える訳が無いだろう」  
職制「そうですよね…」

### 受け取り調査は即刻中止せよ

支部では94年より約19年間に渡って朝ビラを配布していますが、このような露骨な不当労働行為の告白は初めてのことです。

この職制の発言から、組合のニュース配布に対する監視要員は、単に会社敷地内に立ち入らないかどうかチェックしているだけでは



朝ビラを配布した職員通用口。柵ではなく、中央足下のブロックが会社敷地と公(歩)道の境界線となっている。

なく、誰がビラを受け取ったり、受け取らなかつたりするかを調査することが目的であることがうかがえます。これによりビラを受け取った者と受け取らない者との間で不利益取扱(ゆうメイト)の正社員登用の選考への差別などを行おうとしていることも考えられます。

このような「調査」は労働組合への支配介入の行為であり、労働組合組織の弱体化と労働者の分断を狙った極めて悪質なものです。強く抗議すると共に、組合監視、調査・差別行為を即刻中止させ、不当労働行為の実態を明らかにすることを地本などと連携して取り組んでいきます。

### 支部掲示板を設置せよ 地労委に救済申請申立て

佐倉郵便局

佐倉支部は昨年10月結成以降支部掲示板設置を要求してきました。

しかし佐倉郵便局は誠意の無い交渉姿勢を続け、交渉での解決は困難と判断した佐倉支部が6月に地労委にあっせん申請をしたところ、佐倉局は「自主解決の用意がある」としてあっせんを拒否しました。ところがその後も全く誠意の無い交渉姿勢を続けています。

他労組には掲示板を設置して、郵政ユニオンの掲示板を設置しない正当な理由など存在するはずもなく、組合間差別し不当労働行為の最たるもので佐倉局の対応は許されません。

佐倉支部は期間雇用社員だけで結成された支部で、雇止め・解雇撤回に対する闘いや、昼休み時間の労働などに対する不払い超勤の遡及清算(多い人で90万円近くも)で成果を獲得してきました。こうした組合活動を他の社員の目には触れさせたくないというのが局の狙いです。

地労委では、掲示板の設置、貸与と局の謝罪文の提出・掲示を求めていきます。

### 今月東京で行われる裁判・労働委員会

21日 14時	銀座局・大橋再雇用拒否裁判	東京地裁823法廷
22日 13時20分	江東東雲局・富田損害賠償請求裁判	東京地裁526法廷
26日 10時30分	土屋船橋支部長・山岸中執再雇用拒否事件	東京都労働委員会
27日 10時	苫小牧局・雇止め撤回付交拒否事案	中央労働委員会
27日 14時	郵政非正規社員の「定年制」無効裁判	東京地裁527法廷
29日 13時	呉支部強制配転(米今事案)	中央労働委員会

※山岸・土屋再雇用都労委(第10回調査)は、11月26日の調査で和解について目途をつけたいと委員長からの強い意思表示が前回され重要な委員会となります。  
※東京地裁は誰でも傍聴が出来ますが、都労委(都庁第一本庁舎南棟34階)、中労委(御成門駅A2徒歩1分、芝公園1-5-32)は当日に申請が必要になりますので、支部執行委員まで連絡の上、傍聴参加のご協力をお願いします。

### NO!!TTP

### 郵政公共サービスを守る院内決起集会

国民のための金融・通信ユニバーサルを守ろう!  
11月28日(木) 14:00~15:30  
衆議院第二議員会館 多目的会議室  
(国会議事堂向かい)

### ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ 「65歳解雇裁判」と

### 郵政争議の勝利をめざす集会

11月28日(木) 18:30開始(18:00開場)  
麹町区民館 洋室A・B  
(千代田区麹町2-8、半蔵門駅・麹町駅徒歩5分)  
主催:郵政非正規社員の「定年制」無効裁判を支える会